

2021年度事業計画

社会福祉法人 全国心身障害児福祉財団

目 次

1	「全国療育相談センター」の運営	1
2	「けやき 歯科診療所」の運営	1
3	児童発達支援センター「中央愛児園」の運営	1
4	国庫補助事業	2
5	JKA 補助事業	2
6	日本宝くじ協会助成事業	4
7	社会貢献事業	4
8	収益事業	4

本年は、当財団が社会福祉法人の認可を受けて51年、西早稲田に建設されたビルを拠点として本格的に事業を開始してから49年、そして南大塚に移転して9年目の年である。これまで、当財団は、障害児とその家族の福祉の向上をめざして各種事業を展開してきたが、障害者総合支援法や社会福祉法人改革の理念を踏まえて、関係父母団体との連携のもと、障害の有無にかかわらず、共に支え合い助け合う共生社会づくりをめざし、福祉、医療、療育事業等を通じて障害児福祉の向上に努めていく。特に令和3年度においては、新型コロナウイルスに対する感染予防について、国、東京都及び豊島区の指導を順守し、徹底した予防対策を講じ、利用者・家族及び職員の安心・安全を最優先して、各事業を実施していく。

1 「全国療育相談センター」の運営

児童精神科、小児神経科の専門医が、障害のある子どもの総合的な診断を行うとともに、保護者の悩みや不安に応じて、医療相談、心理相談、福祉相談及び教育相談などを実施し、今後の療育方針を提案する。

また、肢体不自由児、精神・運動発達遅滞児(中央愛児園通園児を含む)に対し、一人ひとりの発達に併せた機能訓練、言語指導及び心理指導等を実施する。

2 「けやき歯科診療所」の運営

地域の歯科医療機関で治療を受けることが困難な重度の障害児(者)に対し、専門チームによる歯科治療及び口腔衛生相談を実施する。

3 児童発達支援センター「中央愛児園」の運営

就学前のダウン症、精神運動発達遅滞、発達障害などの未就学児を対象に、日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うとともに、親子での通園を通じて、保護者に対しても実践的な育児指導を行う。

また、入園児以外の地元地域で障害児を養育する保護者等に対し、専門職員を設置して定期的に相談に応じるとともに、障害児支援のため、地域の保育、幼児教育機関等との連携を図っていく。

4. 国庫補助事業（公募事業）

（1）在宅心身障害児(者)療育相談事業（関係団体と共同実施）

在宅の障害児(者)及び保護者に対し、医師、ケースワーカー等の療育に関する専門家や、障害児を育てた経験豊かな保護者による相談及び療育指導等を行うとともに、児童相談所、福祉事務所、更生相談所、医療機関など関係機関への斡旋及び連絡等を行う。

（2）在宅心身障害児(者)療育研修事業（関係団体実施）

在宅障害児(者)の保護者に対し、家庭における障害児(者)の療育、生活援助に役立つ知識・技術習得のための講義・実技指導研修会を、全国各地で開催する。

（3）親子ふれあい療育キャンプ事業（関係団体実施）

障害のある子どもとの日常的な関わりが少ない父親が参加する体験交流を中心に、障害別、あるいは、障害の垣根を越えた合同の療育キャンプを全国で実施して、親子の絆を深める。

5. J K A 補助事業

「福祉事業を行っている法人格を有さない団体に対し支援を行うことを本来事業の目的とする活動補助事業」及び「全国的なスポーツ・パラスポーツ大会の開催事業」

（1）超早期診断・療育及び親支援事業

全国療育相談センターにおいて、発達の遅れや偏りがある乳幼児に対して、専門医による診断、心理士や言語療法士による療育を行い、発達を支援するとともに、親に対して育児への助言や必要に応じて精神・医療ケアを行う。

(2) 自閉症スペクトラム障害児に対する療育相談と親・関係者の支援事業

全国療育相談センターにおいて、自閉症スペクトラム障害児に対し、一人一人に合わせた個別の訓練を行うとともに、同程度の発達段階の障害児で構成したグループ訓練を実施する。併せて親・関係者に対して 当該障害児の療育情報を提供する。

(3) 知的障害児及び知的障害を伴った発達障害児に対する個別療育事業（新規）

全療育相談センターにおいて、グループ療育では対応が困難など知的障害を伴った発達障害児等に対し、個別療育を実施する。

* (2) 及び (3) については、コロナ感染対策として、オンラインを利用した療育支援も併用する。

(4) ダウン症児に対する療育訓練事業

全国療育相談センターに来所する身体、知的、言語等の発達遅滞があるダウン症児に対して、日常生活の基本動作や応用動作 言語指導等の指導・訓練を行う。

(5) 指導誌(紙)の発行事業（関係団体実施）

病弱虚弱児についてのさまざまな情報や日常必要な療育知識を掲載した指導誌を作成し、保護者及び関係機関に配布する。

(6) 障害児と保護者の相互理解と将来への指針（関係2団体実施）

集団生活が困難な病弱虚弱児及び難聴児に対し、集団生活になじめるよう、家族も参加して適切な指導のもとに1泊2日を4回、日帰りを2回 集団療育キャンプを実施して集中訓練を行う。

(7) 病弱児の社会自立に向けた交流研修（関係団体実施）

病弱虚弱児に対し、社会適応、職場適応のための講習会を全国2会場で開催する。

(8) 難聴児の親のための研修会（関係団体実施）

難聴児を持つ親に対し、聴覚障害に関わる専門家や成人した聴覚障害者による聴覚障害の正しい知識・理解を習得させ、聴覚児の生活環境を整えるための研修会を全国4ヶ所で開催する。

(9) スポーツ振興事業（関係2団体実施）

視覚障害生徒及び聴覚障害生徒の体位の向上と健全育成を図るためのスポーツ大会を全国規模で開催する。

☆全国盲学校フロアバレーボール大会の開催 8月26～27日 長野県

☆全国聾学校陸上競技大会の開催 10月16～17日 和歌山県

☆全国聾学校卓球大会の開催 11月4～6日 東京都

6. 日本宝くじ協会助成事業

宝くじドリームジャンボ絵本の作成・配布事業

幼児を対象にした「おもいやり」と「やさしさ」そして「勇気」の心を育てるための「宝くじドリームジャンボ絵本」を1,400セット作成し、全国の障害児を受け入れている保育所等に配布する。

7. 社会貢献事業

当財団の設立目的などを踏まえ 財団の施設や機能を活用して

次の社会貢献を実施する

- ①中央愛児園の利用者で低所得世帯の自己負担軽減を行うこと、
 - ②中央愛児園の施設等を活用して実施される「おもちゃの図書館あいじえん」に対する支援を通じて、地域の障害児に対する育児指導等を行うこと
 - ③障害児父母団体への事業について協賛支援を行うこと等の外、
- 当財団の施設や機能を積極的に活用し、地域の福祉の向上に資する活動を行う。

8. 収益事業

- ① 障害児父母団体等障害福祉関係団体に対して福祉財団ビルの余剰スペースを事務所や会議室等として賃貸を行う
- ② 当財団が作成した障害児の医療、療育、福祉及び教育に関する指導書等を研究者等の要請に応じて提供する